

## 令和2年度第1回宮代町児童福祉審議会会議録

開催日時：令和2年8月20日（木）午後2時～

開催場所：役場204会議室

出席者（敬称略）：山根珠江、戸田加代子、篠崎誠、根岸博美、小菅麻衣

事務局：小暮課長、横内副課長、石井主幹、松岡主査

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 会長あいさつ
4. 議題

（1）「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」の見直しについて

事務局より資料1-1「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」の見直しについて、資料1-2「(新) 宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」、資料1-3「(旧) 宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」について説明

**委員**（今回の見直しについて）保育所入所措置基準取扱い要領が先にあり、要領は一般に公開してないが、元々このような書き方をしていたが、要領と利用調整基準との整合性を図るために見直すということですね。

**事務局** 取扱要領につきましても「求職活動」と「その他町が認める場合」という項目を措置基準と運用基準の内容に大きく変更はないが、利用調整に関する基準との整合性を取るため、改めて見直し、修正させていただいております。

**事務局** 一般に見る方が分かりやすいように文言を加えさせていただいたという風にご理解いただきたい。

**委員** 整合性がとれて良くなると思うが、そもそも要領がこのような書き方だったのであったのにも関わらず、今回直す利用調整に関する基準は違う書き方だったので、整合性を取るために合わせた。最初から合っていれば良かった。

**事務局** 例えば資料1-3を見ていただくと、項目6「求職」について「求職活動のため」としか書いてなかった。その内容について申請者からいろいろ質問等があり、一般の方が分かるようにきちんと明記させていただいた。

また、調整点項目の「児童本人兄弟」の加点につきましては、担当が新規に入園する児童の判定に利用させていただくということで了解し、前回の審議会で説明、追加させていただいた項目ですが、改めて様々なご質問を申請者の方からいただきました。現在、町は転園希望を認めているが、上の子と下の子が別々の保育園に入所している子がいて転園を希望するとき、この加点がなければ転園が成り立たない。この項目の内容はそれを含めるのかという質問をいただいた際に、それも新規の方と同等な扱いをしなければ、不公平になってしまうというように認識を改め、明記したところとご理解いただきたい。

**委員** なぜ一緒でなかったのか。「兄弟」加点についても本文には兄弟姉妹と書いてあるが、見出しには兄弟しかない。教則が合わないということで明確に整理したということか。

**事務局** いろいろなものを明確にさせていただいた。

## (2) 認可外保育施設について

事務局より 資料2「認可外保育施設について」説明

**委員** (項目4、5について) ベビーシッター型というのは、訪問型だから頼まれた家に訪問して子どもの面倒を見るというやり方。設置者は1名だが、例えば同じ仲間で他に人がいるということはないのか。

**事務局** こちらのお二人の方は別々の事業所として町に登録が出ている。

**委員** もうひとり別の人がやりたいといたら申請し、例えば6番目に名前が上がることになるということか。

**事務局** 全て一人ひとり、それぞれの事業所としての届出になる。

**事務局** ひとつの事業所でもう一人抱えても構わない。二人で事業を行うことも可能だが、元々ベビーシッターは子ども一人に対して保育士一人。実際の保育は1:1、事業所としての登録は代表者の名前なので、そこにだれかが加わることは可能。

**委員** ベビーシッターが3人いたとして、代わる代わるその子を面倒を見ることは可能か。

**事務局** 例えば、一つの事業所として2名所属しているということであれば、その2名のどちらかを派遣することになる。

**委員** 住所が書いていないのは。

**事務局** 住所は、個人の自宅になるので、非公開扱いです。

**委員** 項目1、2、3の指導監査のところで基準を満たしているのと満たしていない保育施設がある。どんな基準があり、満たしていないものに対して指導監査権限を持っている町としてどんな指導をしているのか。

**事務局** 指導の基準については国の方から認可外保育所の指導監査基準というものが示されています。元々認可外保育施設については監査基準を満たしてなくても運営はできますが、基準を満たしている場合は、満たしている施設という証明書を町が発行することができ、その証明書をもって当該施設が基準を満たす施設ということを示すことができる形になっています。

町は国が示した指導監査基準に従い、書類および現地等の確認をした上で、満たしていない点について今後できれば満たすように努力をしてくださいという指導をすることになります。また、明らかに児童を保育するにあたり不具合な点があれば、早急に改善するように指導するようなこともある。基本的には基準を満たさなくてもこのような各施設の特徴がありながら、運営しているところもあるので、認可外保育施設という扱いになっています。

**事務局** 保育士の資格や面積要件等の基準がそれぞれの事業ごとに示されていて、それを基に町が指導監査を行う。(追加資料1の)宮代町児童施設審議会条例の所掌事項に無認可保育所の指導及び監査に関するところがあるため、今回の審議会に改めて出させていただいた。

とくに、児童福祉法においてはこれらの施設は認可外保育施設として運営することができるが、子ども・子育て支援法ができ、昨年、ご承知のとおり無償化になりました。無償化の施設として確認申請が認可外保育施設でもできますので、町に確認申請を出すことになっており、その申請が通れば、無償化の対象施設になる。

ただし、いつまでも基準を満たさないでいられるかというと、令和元年10月、無償化のスタート時から5年以内に基準を満たさないと無償化の対象施設から外れるということもあり、町といたしましても今後よりいっそう的確指導に監査に出向き基準を満たし、確認申請がとれるようにご支援とご指導をさせていただくような形になろうかと思えます。

今回、改めて町の認可外保育施設についてお示しさせていただきましたが、来年度以降もこ

うした状況を報告させていただくことになろうかと思えます。

**委員** 努力義務だから罰則がとくに設けられているわけではなく、他の方法で、縛られるような要件がこれからもついてくるということか。

**事務局** 昨年10月、無償化になったときに、無償化するかしらないかが大きな分かれ道だったと思う。いま待機児童がいろいろな地域で出ている中で、認可外保育施設で基準を満たしていない施設であってもその受け皿になっているという事実はあるので、無償化から外してしまうわけにはいかなかった背景があろうかと思えます。そのために、5年間の猶予期間が設けられた。基準を満たさない施設が安全な保育ができるのかといったような反対意見もあり、大きな自治体では独自に基準を作ったところもある。

宮代は独自基準がないので国基準としている。単独基準を設けさらに厳しくしている自治体もあるので、そういった課題も町としても出てくるのではないかと思っている。そこをきちんと見ていかなければ有時の際はやはり指導監査という役割が町にあるので、適切に行っていく必要がある。どのような視点で実施していくのか、計画的な実施のための時期、頻度等を今後詰めていきたいと思っています。

**委員** ベビーシッターに対して、今のところ特に基準がないので、町としてどのような指導や関わりを持つようなことがあるか考えているのか。

**事務局** 県などの研修案内が来た場合は案内し、そういったものを受けて保育の質の向上を図って下さいというようなご案内等はしているところです。しかしながら、実績を確認しますとそれほど希望者がいないようで、あまり認知されていないような状況を確認している。定期的に連絡を取り、実績等を確認しながら今後も進めていきたい。

**事務局** ご承知のように新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、いつ保育園も罹患者が出て休園になるかわからない状況です。その時に国が示すQ&Aでは、どうしても預けなければならない方のための代替保育を各自治体が確保するとしています。代替保育として、宮代では、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターといった事業があるが、受け皿のひとつとしてベビーシッターは挙げられている。今後、町とつながり、お願いすることもあるのではないかと思う。今後基準が明確になり、研修を受けてもらわないと確認申請が取れなくなってくるので、そういった部分ではきちんと連絡を取りながら進めていきたい。

**委員** ベビーシッターを頼める期間は

**事務局** 一日単位で依頼できます。マッチングできれば一日でも。

**事務局** ファミリー・サポート・センター事業が町にあるが、そこは元々預けたい人と支援したい人それぞれが登録して、マッチングし、子どもの預かりや送迎をしている。この事業については、平成30年10月から利用がスタートしているが、現在月平均で3倍以上の利用があり、比較的こちらが待機児童の受け皿の主になっている。

## 5. その他

### ・令和3年度入所選考について

**事務局** 令和3年度入所申請につきましては、新規申込みの受付を11月としています。前回までは12月でしたので、1か月ほど前倒しさせていただいております。

**委員** ひと月前倒ししたのはなぜか。

**事務局** 利用調整については、申請内容に複雑な条件があり、そこに時間を要するということがあります。また、希望する皆様にも早い時期に申請していただき、より早く決定ができればということ考えたものです。

**事務局** 添付書類がなかなか揃わない方もおり、ある程度期間を設けた方が申請者にもメリットがあるということで、期間を前倒させていただくことになりました。

**事務局** 待機児童が出た場合、0歳・1歳の場合、育休の延長の申請も会社のできるもので、なるべく早く決定していければというところもございます。

### ・令和2年度保育所入所児童について（報告）

**事務局** （追加資料2）前回、令和2年度保育所入所選考につきましては、令和2年2月の審議会でお示ししていたところですが、こちらが4月1日現在の状況となっております。公立2園、私立3園、小規模保育所2園に、485名が入所しています。申請のあった方について保留、特定園希望を除き、待機児童数は0名となっております。

**事務局** 前回2月にお示ししたときは、調整状況ということで待機児童が出ていたと思う。当時の段階で6名ほど待機があり、さらに2次審査申込にも5名ほどいて、10名程の待機が出る予定であった。しなしながら、新型コロナウイルス感染症の影響と思われますように、育

休延長や取下げが多く出たので、結果として0名となったところがございます。また、毎年の傾向ではありますが、現在9月入所判定の段階で0歳の待機が出ている状況に対し、これが今後どう影響していくのか見えづらい状況ではあります。

一部報道発表しておりますが、全県でも待機児童は減少傾向にあるが、近隣では杉戸、白岡辺りで待機が出ています。

**委員** 経済活動が停滞している中で、仕事がなく子どもを預ける必要がないが、今後コロナが収まり、外に出だせば保育を希望していくなど、今後の動きを見据えて施設の定員そのものを増やしていく方向は変わらないということでしょうか。

**事務局** 町の認可保育園は、前回ご審議いただき、施設規模最大の定員に変えさせていただいたので、それ以上増やすことができない。現在、令和4年度に新たな認可保育所の開設に向けて準備が進められている。そこがまず一つ、町の保育の受け皿として大きくある。

**事務局** おかげさまで宮代町は少子高齢化の時代の中で、子どもの数は若干増加傾向にあり、道佛地区などの区画整理を行った関係で若い世代が流入しており、今後2年ほどは児童数が増加するという見込みを立てています。これに伴い当然受け皿を増やさなければならない中、新たに認可保育所を作りたいという話があったことから、1園保育園を増やすということで進めていただいている状況です。受け皿を増やさなければ既存の受け皿はほぼ満杯の状況ですので、そういったことも含めて、対策を講じていきたいと考えております。

## 6. 閉会